板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザルに係る プレゼンテーション及びヒアリング傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会設置 要綱第6条第5項の規定に基づき、板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」と いう。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条 プレゼンテーション等の傍聴を希望する者は、傍聴受付で傍聴受付簿 (以下「受付簿」という。)に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 2 受付簿に前項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

(傍聴者の定員)

- 第3条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、30人とする。
- 2 傍聴者は、先着順に定員に達するまで、入場することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず委員長が認めた場合は、定員を超えて傍聴者を入場 させることができる。

(傍聴することができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、プレゼンテーションを行う場所 (以下「会場」という。) に入場することができない。
- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及び傘の類を携帯 している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は 携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第6条の規定により、委員長の許可を得た場合を除く。)
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) ヒアリング参加業者及びその関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、プレゼンテーション等を妨害し、人に迷惑を及ぼ し、又は会場の秩序を乱す恐れがあると委員長が認めた者
- 2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は、プレゼンテーション等を傍聴するに当たっては、静粛を旨と し、次の事項を守らなければならない。
 - (1) プレゼンテーション等における言論に対して、拍手その他の方法により公然 と批評又は賛否を表明しないこと。
 - (2) 発言、私語、談笑、騒ぎ立てる等プレゼンテーション等の妨害をしないこと。
 - (3) 示威的行為をしないこと。
 - (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切り、使用しないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) プレゼンテーション等を行う者の入替時等、指定された時間以外は会場への 入退出をしないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、プレゼンテーション等の支 障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴者は、会場において写真撮影、録音及び録画をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録音及び録画で委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(委員長の指示)

第7条 傍聴者は、すべて委員長及び係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する処置)

第8条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反し、これを改善しないときは、その 者を退場させることができる。

(その他)

- 第9条 傍聴者には、プレゼンテーション等のスケジュール並びに技術提案を受ける特定テーマ等を記載した書面を配布する。
- 2 この要領に定めるもののほか、プレゼンテーション等の傍聴に関し必要な事項 は、委員長が定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。